

立川市保健医療推進協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市保健医療推進協議会条例の一部を改正する条例

立川市保健医療推進協議会条例（平成２年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（設置） 第１条　市長の諮問に応じ、保健医療に係る施策及び<u>立川市子育て支援・保健センター</u>の運営について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	（設置） 第１条　市長の諮問に応じ、保健医療に係る施策及び<u>立川市健康会館</u>の運営について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。